

## 第119回大阪府大規模小売店舗立地審議会

令和4年3月2日（水）

Web会議及び大阪府咲洲庁舎23階中会議室

（開会 午後2時00分）

**○司会** ただいまから第119回大阪府大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

本日は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインでの開催とさせていただいております。委員の皆様におかれましては、円滑な御審議に御協力いただきますようお願いいたします。

本日は委員8名のうち7名が御出席です。大阪府大規模小売店舗立地審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会は有効に成立しております。

本日の審議会では、議題（1）としまして、昨年8月に届出されました「（仮称）吹田市岸部中五丁目プロジェクト商業棟」、 「（仮称）ライフ守口滝井店」、昨年9月に届出されました「（仮称）ドラッグコスモス忠岡店」の新設3件の案件に関しまして御審議いただきます。

では、本日の資料を確認させていただきます。

本日の次第でございます。配席表でございます。

資料1として、「（仮称）吹田市岸部中五丁目プロジェクト商業棟」でございます。

資料2として、「（仮称）ライフ守口滝井店」でございます。

資料3として、「（仮称）ドラッグコスモス忠岡店」でございます。

本日の傍聴者は0名です。

それでは、以降の議事進行について、社会長、よろしくお願いいたします。

**○社会長** 委員の皆様には何かとお忙しい中、本日の審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日の議案は、大規模小売店舗立地法に基づき、届出のありました新設3件について、既に知事から諮問をいただいているものでございます。

次第に沿って進めてまいりたいと思います。

議題（1）の大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について、「（仮称）吹田市岸部中五丁目プロジェクト商業棟」に関する届出の内容等について、事務局から説明をお願いします。

**○事務局** 審議会案件①「（仮称）吹田市岸部中五丁目プロジェクト商業棟」について説

明。

○**社会長** ありがとうございます。

本件につきまして、各委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思いますが、御欠席の委員から御意見等はありませんでしょうか。

○**事務局** 特段の意見はいただいておりません。

○**社会長** 分かりました。

それでは、各委員の皆様よろしく申し上げます。

○**井ノ口委員** 搬入車両の経路設定について、搬入車両の出入口が岸部中五丁目交差点の直近で右折入庫することで、交差点にかなり影響があると思います。右折入庫をさせないような対策が必要ではないかと思えます。

○**事務局** 搬入車両の出入口が接する府道大阪高槻京都線は交通量の多い道路になり、西方面からの搬入車両が右折入庫されると、東進する通行車両を塞ぐ形になりますので、周辺交通に影響を及ぼすものと、考えております。設置者は左折入出庫の経路設定としておりますが、念のために、府意見通知の際に、左折入出庫の厳守を口頭で伝えたいと思えます。

○**井ノ口委員** 分かりました。

○**平栗委員** 計画店舗の駐車場は小売店舗用以外に住居用や併施設設用の駐車場が配置されていますが、騒音予測においてどういった前提で計算されていますか。

○**事務局** 住居用につきましては、小売店舗用及び併施設設用とは別に設定をしておりますので、そこへ混在することはありません。また、小売店舗用及び併施設設用は共用になりますので、どの場所においても最大限で評価をしております。

○**平栗委員** 住居用だけは省いて、小売店舗用及び併施設設用で計算をしているということでしょうか。

○**事務局** 大店立地法では住居に関連して発生する騒音は予測から除外という形になっています。

○**平栗委員** 分かりました。

○**田中委員** 吹田市からの意見でヒートアイランド対策として、建物の壁面や屋根面の緑化についての内容がありますが、図面を確認すると建物部分の緑化がされていないように思えます。このような市意見はどの程度反映されていれば良いなど基準等があればお教えください。

○事務局 意見書には吹田市として検討して欲しい事項等を記載いただいております。設置者からは「できるだけ屋根面や壁面、地表面の高温化を抑制する素材や材質を採用し、ヒートアイランド対策を講じる」と回答をいただいております。

○田中委員 分かりました。

○社会長 それでは、委員の皆様からいろいろと御意見を頂戴しました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。

よって、当審議会としては大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり、意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○社会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおりさせていただきます。

では、次に、「(仮称) ライフ守口滝井店」に対する届出内容等について、事務局から説明、よろしく願いいたします。

○事務局 審議会案件②「(仮称) ライフ守口滝井店」について説明。

○社会長 ありがとうございます。

本件につきまして、各委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思います。御欠席の委員から御意見等はありませんでしょうか。

○事務局 特段の意見はいただいております。

○社会長 ありがとうございます。

それでは、各委員の皆様よろしく申し上げます。

○何委員 退店経路の設定外である道路幅の狭い市道守口18号線を通行する車両をどのように抑制されますか。

○事務局 地域事情を御存じであれば、市道守口18号線を通行する車両はあると思いますが、来退店経路としては、適正且つ安全な経路として設定してございまして、チラシやホームページ等で周知する計画です。

○何委員 分かりました。周知を徹底していただければと思います。

市道守口18号線は道路幅が狭いことにより、店舗と住居の距離が近いようですが、プライバシーに関する配慮について、説明をお願いします。

○**事務局** 駐車場のスロープ部分にフェンスを設け、屋上駐車場においては2メートル程度の外壁を立ち上げ、向かい側の住居へ視線が向かないよう、プライバシーに配慮しております。

○**何委員** 分かりました。

駐車場の有料化を検討されているとのことですが、届出書では「発券ゲートは設けず、車両の円滑な入出庫を図る」とあります。駐車場料金の集金方法について、説明いただければと思います。

○**事務局** 本件は、駐車待ちスペースを確保することから発券ゲートは設けず、駐車後にタイヤのロック板が上昇し精算機で料金を支払うことでロック板が下降するロック式を採用する計画です。

○**何委員** 分かりました。

○**井ノ口委員** 駐車場の有料化について、駐車場料金が関西医科大学よりも安い割引サービスがあると満車となり、前面道路に車両が溢れると思いますが、何か対策はありますか。

○**事務局** 計画店舗の駐車場につきましては、関西医科大学の駐車場料金と同等にすることを確認しております。大学で提携している駐車場では、外来患者や入院患者が駐車される際には優待割引があり、来院者が店舗の駐車場を利用することは少ないと想定をしております。

入庫待ち車両につきましては、計画店舗には発券ゲートの設置もなく、大店立地法の指針の計算上も入庫待ち車両は発生しないという結果となっております。万が一、緊急車両の通行と駐車待ち車両が公道であふれるようなタイミングが重複した場合につきましても、大学側の消防空地のスペースに幅寄せすれば、通行は可能な状況であると思われれます。

また、関西医科大学の救急救命センターは計画店舗から南に100メートル程のところ的位置しており、計画店舗の前面道路を通行することは少ないと思われれます。

他方、関西医科大学は救命救急の施設でありますので、府意見通知の際に駐車待ち車両が公道に溢れないよう注意していただくこと、関西医科大学との交通協議を丁寧に対応していただくことを口頭で伝えたいと思います。

○**井ノ口委員** 分かりました。

○**社会長** それでは、委員の皆様からいろいろと御意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺の生活環境の部分に配慮ものであると考えられます。

よって、当審議会としては大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり、意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○**社会長** また、留意事項につきましては、案のとおり、設置者に伝えていくことが適当であるということで、知事に答申したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」)

○**社会長** それでは、このようにさせていただきます。

次に、(仮称)ドラッグコスモス忠岡店に関する届出の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 審議会案件③「(仮称)ドラッグコスモス忠岡店」について説明。

○**社会長** ありがとうございます。

本件につきまして、各委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思います。御欠席の委員から御意見等はありませんでしょうか。

○**事務局** 特段の意見はいただいておりません。

○**社会長** 分かりました。

それでは、各委員の皆様よろしく申し上げます。

○**長谷川委員** 計画店舗の向かいにオークワがあり、ドラッグストアと併せて買物をする人がいるかと思えます。その店舗間の経路について、一番近い横断歩道が(仮称)北出3丁目交差点と距離があり、そこまで配慮する必要はないかもしれませんが、横断歩道がない場所での横断に対する安全対策が必要かと思えます。

○**事務局** 町道中央線は交通量も比較的少ないことから、歩行者によっては横断歩道がない場所で横断されるかと思えます。交通整理員による注意喚起が設置者としてできる安全対策の範囲かと思えます。

○**長谷川委員** 分かりました。

○**平栗委員** 計画店舗の近隣に小学校や保育園、幼稚園があるかと思えます。これらの通学路の指定等の兼ね合いはどのようになっていますか。

○**事務局** 届出を受理する際に、計画地の出入口がある道路が通学路に指定されていない

か確認をしております。通学路に指定されている場合は、通学路に指定されていることに伴う対策等をどのように考えているか確認しております。本件につきましては、通学路の指定はされておられません。

○**平栗委員** 分かりました。しかし通学路外であっても子どもが通行することはあると思うので、その辺りは設置者に留意いただいた方が良いでしょうと思います。

○**事務局** ご指摘のとおり、通学路外であっても子どもの通行はありますので、設置者として子どもの安全に注意して営業するよう、府意見通知の際に口頭で申し伝えたいと思います。

○**平栗委員** よろしく申し上げます。

○**社会長** それでは、委員の皆様からいろいろと御意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺の生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。

よって、当審議会としては大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○**社会長** それでは、案のとおりさせていただきたいと思います。

これで予定していた審議は、本日全て終了いたしました。

知事に対する答申文案は本日の審議内容を踏まえた上で作成し、知事に答申してまいります。

○**司会** ありがとうございます。

それでは、これで終了とさせていただきます。

(閉会 午後3時10分)